

杉並区施工能力等審査型総合評価方式

公告事項

工事件名 木製遊具改修及び公園トイレ建替え等工事

令和8年7月

杉並区経理課契約係

この工事は、入札の際に工事価格と施工能力を総合的に評価して落札者を決定する施工能力等審査型総合評価方式の工事である。工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが 60 点未満である者は、入札参加を認めない。

1 提出資料の様式及び提出方法

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請と同時に次の書類を提出する。

- (1) 施工能力評価点申告書(別紙 1)
- (2) 配置予定技術者の保有資格証(当該発注工事の建設業法上の業種に関する資格)の写し
- (3) 当該工事と同種工事等の工事において配置予定技術者が技術者として係わったことが確認できる財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス(以下「CORINS」という。)の竣工時工事カルテ(技術データ含む)等の写し
- (4) 地域貢献等申告書 (別紙 2)
- (5) 地域貢献等実績申告書 (別紙 3)
- (6) 本店・支店・営業所等の区内営業拠点における ISO 等認証・認定証の写し
- (7) 雇用対策点に該当する雇用対策の実施を確認できる以下の書類
 - ア 障害者を雇用した場合の奨励金や助成金の交付決定通知書等の写し、または被雇用者の身体障害者手帳の写しと雇用を証明する健康保険証の写し
 - イ 杉並区子育て優良事業者表彰状の写し
 - ウ 次世代育成支援対策推進法第 13 条に定める認定証の写し

2 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、次の価格点と施工能力評価点の合計点である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

(1) 価格点の算定方法

価格点の算定は以下のとおりとする。

ア 低入札調査基準価格以上の場合

$$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

イ 低入札調査基準価格未満の場合

$$100 \times (1 - \text{低入札調査基準価格} \div \text{予定価格})$$

$$- \{100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) - 100 \times (1 - \text{低入札調査基準価格} \div \text{予定価格})\}$$

上記計算式により算出した数値がマイナスとなる場合は、価格点を 0 点とする。

(2) 施工能力評価点の評価

施工能力評価点は、工事成績評価点(15 点満点)、配置予定技術者の資格点(3 点満点)及び配置予定技術者の実績点(2 点満点)、企業の地域貢献等への評価点 (10 点) の合計とする。

(3) 工事成績評価点の算定方法

工事成績評価点は、過去の工事成績評定通知書(杉並区の発注工事のみを対象とする。)の総評定点の平均に基づき、下表のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評定点
0 点以上 20 点未満	0
20 点以上 30 点未満	1
30 点以上 40 点未満	2
40 点以上 50 点未満	3
50 点以上 55 点未満	4
55 点以上 60 点未満	5
60 点以上 62.5 点未満	6
62.5 点以上 65 点未満	7
65 点以上 67.5 点未満	8
67.5 点以上 70 点未満	9
70 点以上 72 点未満	10
72 点以上 74 点未満	11
74 点以上 76 点未満	12
76 点以上 78 点未満	13
78 点以上 80 点未満	14
80 点以上 100 点以下	15

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日(注 2)の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てを行い小数第1位とする。

なお、工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは当該総評定点を0点とし、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事件数が3件に満たない場合は不足する工事件数1件につき工事成績評定通知書の総評定点を60点として、それぞれ算定するものとする。

(注 2)「基準日」とは、各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日)のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

工事成績評価点算定の対象工事は、**杉並区競争入札参加資格**の業種区分で、当該発注工事と同一の業種の工事とする。

工事成績評定点の算定対象となる工事: **造園工事**

(4) 配置予定技術者の資格点の算定方法

配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法

(昭和 24 年法律第 100 号)上の業種について、一級技術者(建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。以下同じ。)の場合に 3 点、二級技術者(一級技術者以外の者であって、次のいずれかに該当する者をいう。建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものと認定された者。又は他の法令の規定による免許又は免状の交付を受けることによって直ちに建設業法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものと認定された者。以下同じ。)の場合に 2 点、その他の技術者(建設業法第 7 条第 2 号イからハまで又は同法第 15 条第 2 号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。)の場合に 1 点とする。

複数の資格を持つ場合には、上位の資格 1 つについてのみ評価する。

資格点の区分・点数は下表のとおりである。

一級技術者	3 点
二級技術者	2 点
その他の技術者	1 点

(5) 配置予定技術者の実績点の算定方法

配置予定技術者の実績点は、2 点満点とし、財団法人日本建設情報総合センターの CORINS に登録された同種工事について、配置予定技術者が、監理技術者として係わった場合に 2 点、主任技術者として係わった場合に 1.5 点、現場代理人又は担当技術者として係わった場合に 1 点、CORINS に登録された類似工事について、配置予定技術者が監理技術者として係わった場合に 1.5 点、主任技術者として係わった場合に 1 点、現場代理人又は担当技術者として係わった場合に 0.5 点、とする。同種工事及び類似工事とは以下のとおりとする。

同種工事： 請負金額 5,000 万円以上の公園の新設、拡張又は全面改修を含む造園工事

類似工事： 請負金額 2,500 万円以上 5,000 万円未満の公園の新設、拡張又は全面改修を含む造園工事

資格点の区分・点数は下表のとおりである。

	担当した役割			
	監理技術者	主任技術者	現場代理人 又は担当技術者	なし
同種工事（案件ごとに指定）	2 点	1.5 点	1 点	0 点
類似工事（案件ごとに指定）	1.5 点	1 点	0.5 点	0 点

3 地域貢献等評価点については、申請日現在で、次のとおり算定するものとする。

(1) 区内業者点

杉並区競争入札参加資格者名簿において、杉並区内に本店を置き、営業の本拠地を有する者は 3 点とする。

杉並区内に代理人を設置し、かつ、支店、支社等の営業所を置き営業している者で、杉並

区入札実施要綱第2条の2による認定を受けた者は1点とする。

(2) 災害協定点

区との災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合は1点とする。

(3) 災害活動実績点

発注工事を公告した日の属する年度の過去3年度間で、区からの出動要請に基づく災害応急対策業務（水防・除雪・倒木）に従事した実績が2度以上ある場合は1点とする。

(4) 震災救援所活動実績点

発注工事を公告した日の属する年度の過去3年度間で、区内の震災救援所の運営及び訓練に継続して参加した場合は1点とする。

(5) ボランティア活動実績点

発注工事を公告した日の属する年度の過去3年度間で、区が主催又は共催する事業等に企業としてボランティア活動に継続して参加した場合は1点とする。

(6) 品質管理点

3(1)における営業拠点で品質マネジメントシステム（ISO9000シリーズ）の認証を取得している場合は1点とする。

(7) 環境配慮点

杉並区環境配慮優良事業者認定制度に基づき、環境配慮優良事業者（すぎなみエコ優良事業者）の認定を受けている場合は2点を、環境配慮認定事業者（すぎなみエコ認定事業者）の認定を受けている場合は1点を加算する。

杉並区環境配慮優良 事業者認定制度	環境配慮優良事業者(すぎなみエコ優良事業者)	2点
	環境配慮認定事業者(すぎなみエコ認定事業者)	1点

(8) 雇用対策点

次に掲げるとおり算定する。

ア 次のいずれかに該当する場合は0.5点とする。

(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る雇用義務がある建設業者であって、雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上である場合

(イ) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条による雇用義務がない建設業者であって、障害者を雇用している場合

イ 次のいずれかに該当する場合は0.5点とする。ただし、(ア)及び(イ)にともに該当する場合であっても0.5点とする。

(ア) 発注公告期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年間に杉並区子育て優良事業者表彰実施要綱（平成19年2月9日杉並第75608号）第2条に定める表彰を受けている場合（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間）

(イ) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に定める認定を受

けている場合

- ウ 発注公告期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年間に東京都が定める東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度による認定を受けている場合は0.5点とする。(令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間)
- エ 当該発注工事において、配置予定技術者が女性の場合は0.5点とする。

4 提出資料は提出後、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

5 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。

ただし、配置予定技術者の死亡等、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。この場合、変更後の技術者の保有する資格・実績点は、変更前の技術者の保有する資格・実績点以上とする。

技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合、又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合にあっては変更後の技術者の保有する資格・実績点が変更前の技術者の保有する資格・実績点未満の場合は、入札前の調査資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うものとするとともに、本工事の工事成績評定点を減点することがある。

6 この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、杉並区外部評価委員会条例（平成26年3月杉並区条例第3号）及び杉並区入札及び契約の過程等に係る苦情処理手続要領（平成26年3月27日杉並第68175号）により、契約事務担当者に対して説明を求め、その説明に不服がある場合は、非落札については落札者決定の公表を行った日の翌日から10日以内に、その他の手続きについては通知を受理した日の翌日から10日以内に、総務部経理課長に苦情を申し立てることができる。

施工能力評価点申告書

年 月 日

申請者 _____

工事件名 _____

工事成績評定

1	工事件名			
	契約番号		工 期	～
	業 種		総評定点	
2	工事件名			
	契約番号		工 期	～
	業 種		総評定点	
3	工事件名			
	契約番号		工 期	～
	業 種		総評定点	
工事成績評価点		(総評定点①+総評定点②+総評定点③) ÷ 件数 = (+ +) ÷ 3 = 点		

配置予定技術者の資格

氏 名			
監理技術者資格者証番号	第	号	(監理技術者を配置予定の場合記入)
保有資格区分	一級技術者・二級技術者・その他		
保有資格の名称			
交付番号		取得年月日	
資格点	一級技術者＝3点 二級技術者＝2点 その他＝1点 点		

配置予定技術者の実績

工事件名			
CORINS番号			
業 種			
配置予定技術者の役割	監理技術者・主任技術者・現場代理人又は担当技術者		
実績点	同種工事 監理技術者＝2点 主任技術者＝1.5点 現場代理人又は担当技術者＝1点 類似工事 監理技術者＝1.5点 主任技術者＝1点 現場代理人又は担当技術者＝0.5点 点		

- ・ 工事成績総評定点の対象は杉並区発注工事に限るものとする。
- ・ 工事成績総評定点の平均点の算定は、評価対象となる直近3件の相加平均とする。
- ・ 配置予定技術者の資格欄は、配置予定技術者の保有資格について資格名、交付番号、取得年月日を記入すること。
- ・ 配置予定技術者の実績欄は、評価対象となる配置予定技術者のかかった工事件名、CORINS登録番号、業種を記入し、CORINS竣工カルテの写しを添付すること。
- ・ 配置予定技術者の実績は、起工時に指定した規模のものを記入すること。

施工能力評価点 点 + 地域貢献等評価点 点 = 合計 点

地域貢献等申告書

区内業者点	区内に本店 あり	3 点	____ 点
	区内に支店・営業所 あり	1 点	
	区内に本店・支店・営業所 なし	0 点	
災害協定点	区との災害協定 あり	1 点	____ 点
	協定等の名称： _____		
	区との協定者（団体名）： _____		
	区との災害協定 なし	0 点	
災害活動実績点	過去 3 年度間で、区からの出動要請に基づく災害応急対策業務（水防・除雪・倒木）に従事した実績が 2 度以上 1 点		____ 点
震災救済所活動実績点	過去 3 年度間で、区内の震災救済所の運営及び訓練に継続して参加 1 点		____ 点
	震災救済所の施設名称： _____		
ボランティア活動実績点	過去 3 年度間で、区が主催又は共催する事業等に企業としてボランティア活動に継続して参加 1 点		____ 点
	参加した事業（イベント）名称： _____		
品質管理点	品質マネジメントシステム（ISO9000 シリーズ）	1 点	____ 点
環境配慮点	杉並区環境配慮優良事業者認定制度		____ 点
	環境配慮優良事業者（すぎなみエコ優良事業者）	2 点	
	環境配慮認定事業者（すぎなみエコ認定事業者）	1 点	
雇用対策点	法定雇用率以上の障害者雇用	0. 5 点	____ 点
	子育て優良事業者表彰受賞又は「くるみん」認定	0. 5 点	
	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業	0. 5 点	
	本案件の配置予定技術者が女性	0. 5 点	
計 _____ 点			

- ・ 区内業者点における区内支店・営業所については、区内業者の認定を受けたものをいう。
- ・ 品質管理点は、本店・支店・営業所等の区内営業拠点における ISO 認証の写しを添付すること（区内に本店・支店・営業所 なしの場合は対象外）。
- ・ 環境配慮点は、認定通知書の写しを添付すること。

地域貢献等実績申告書【令和 8 年度用】

申請者 _____

実績対象年度令和 5 年度～令和 7 年度				所管課確認欄
災害活動 実績点	①	災害応急対策業務 従事日 業務内容	年 月 日	課 担当者 確認日 年 月 日
	②	災害応急対策業務 従事日 業務内容	年 月 日	課 担当者 確認日 年 月 日
震災救援 所活動 実績点	震災救援所の施設名称 ※ 3 年間継続的に活動			課 担当者 確認日 年 月 日
ボラン ティア 活動 実績点	事業（イベント）名称 ※ 3 年間継続的に活動			課 担当者 確認日 年 月 日

- ・ 災害活動実績点は水害等の災害発生時に区と契約した災害応急対策業務を対象とします。
なお、従前から契約している維持補修工事等の契約に基づく業務は除きます。
- ・ 震災級援助活動実績点は、区内の震災救援所の運営連絡会に企業として登録し、連絡会及び訓練に 3 年間継続的に参加した場合が対象です。
なお、雨天等により訓練が中止となった年がある場合は、その年を対象から除きます。
- ・ ボランティア活動実績点は、同一の事業に 3 年間継続的に参加した場合が対象です。
なお、事業自体が中止となった年がある場合は、その年を対象から除きます。
- ・ 所管課の確認印が必要です。
一度確認を得た申告書は、当該年度中は同じものを使用できます。